

令和3年1月18日

那珂川市都市計画審議会

会長 包清 博之 様

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、福岡県知事より以下の都市計画について意見を求められたので、那珂川市都市計画審議会設置条例（平成13年3月5日条例第16号）第2条第2号の規定に基づき、諮問します。

記

- ・ 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- ・ 福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

那珂川市長 武末 茂喜